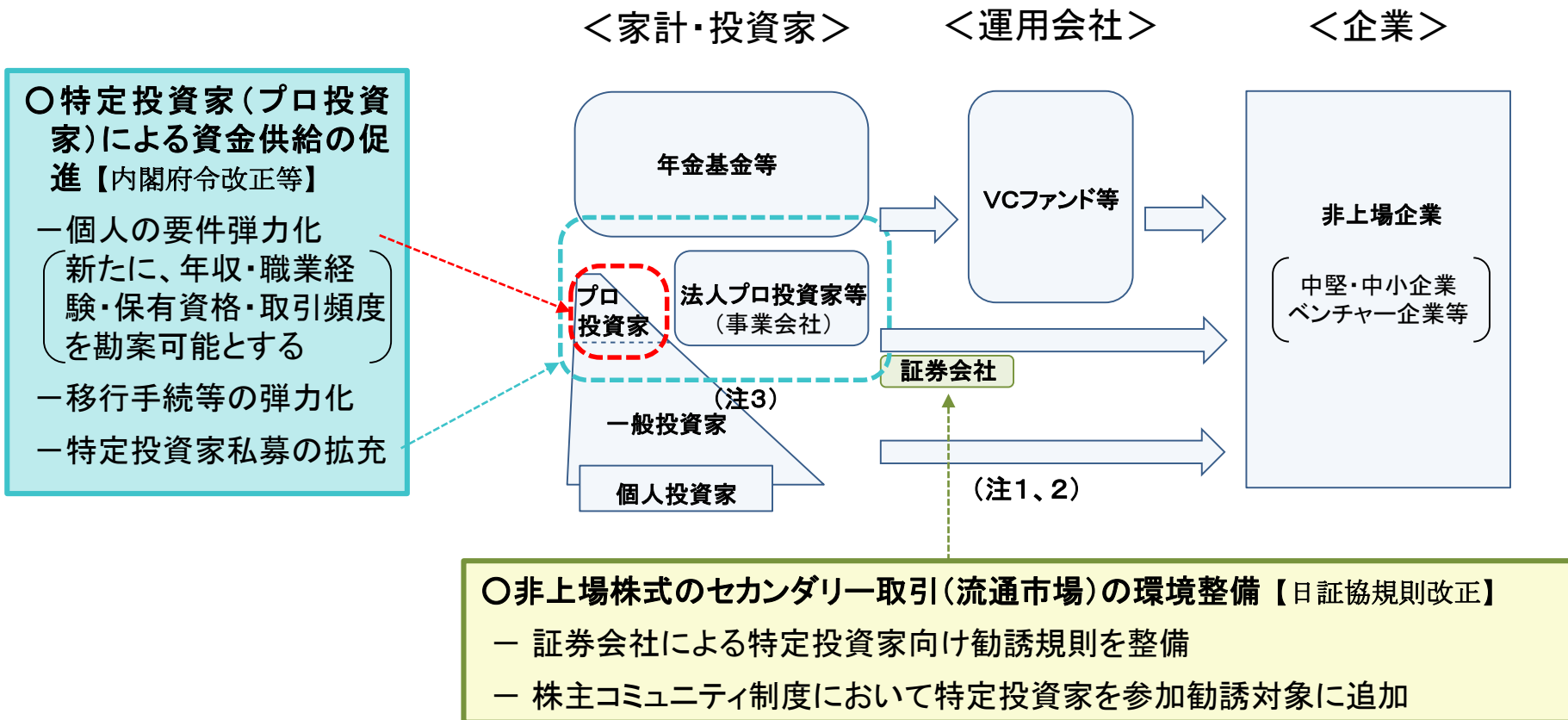


一般投資家の保護を徹底しつつ、プロ投資家がリスクテイクを行いやすい環境を整備する観点から、非上場企業に対する成長資金の円滑な供給に向け、以下の制度整備を行う。



(注1) 株式投資型クラウドファンディング制度の更なる機能発揮【政令改正等】

発行総額(1億円未満)算定方法の見直し、特定投資家の投資上限額(50万円)の撤廃

(注2) 東証ベンチャーファンド市場の利用活性化【東証規則改正】

(注3) 少人数私募の人数通算期間の見直し【政令改正】